

平成 24 年 10 月 1 日

企業年金連合会 理事長

村瀬 清司

「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部 決定事項」

について

企業年金連合会政策委員会並びに同厚生年金基金小委員会、同確定給付企業年金小委員会及び同資産運用小委員会において、貴省「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部」が厚生年金基金の代行制度を一定の経過期間をおいて廃止する方針を決定したことに対し、企業年金連合会関係者の総意として別紙の意見を取りまとめた。

企業年金連合会を代表し提出し、関係者の気持に配慮していただけるようお願いする。

政策委員会委員長、厚生年金基金小委員会委員長

窪田 信幸

政策委員会確定給付企業年金小委員会委員長

彭城 晃一

政策委員会資産運用小委員会委員長

川出 龍一郎

厚生労働省は、先週末 9 月 28 日、同省「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部」において、厚生年金基金の代行制度を一定の経過期間において廃止する方針を決定した。

本方針に対し、長年全国各地で企業年金事業を運営している関係者を代表し、下記の事情を踏まえ、遺憾の念と強い反対の意を表明する。

記

1. 400 万人以上の加入者、300 万人以上の受給者のために運営されている厚生年金基金制度（代行部分）のあり方については、関係者の理解を得ながら慎重に議論をするべきで、廃止を前提として性急に議論をすすめるべきではない。企業年金関係者は、累次にわたり、年金当局に対し直接、あるいは有識者会議等の場を通じ訴えてきたが、今般唐突にこうした方針が厚生労働省から示された。
2. 事業主や加入者の理解を得、財政を健全に保ちながら事業を継続してい

る厚生年金基金、あるいは財政の健全化を目指して計画的に事業を推進している厚生年金基金がある中、制度の廃止を前提に成案を作成し法案提出を目指すことは、受給権保護の観点からも反対であり、これまで厚生年金基金の設立を推進し、その維持のために指導監督を行ってきた当局として、あるべき姿ではない。

3. 確かに、事業の継続が困難になりつつある基金もある。行政としては、こうした基金を円滑に出口に導くためのあらゆる手段を講じた上で制度の安定化をまずもって目指すべきである。これまで出された財政運営基準の改正などには、そうした内容はなく、また志がない。

4. 厚生年金基金制度の代行部分について廃止と存続の両論を併記した報告を行った有識者会議は、短期間、臨時におかれた法令上の位置づけのない組織であり、多くの国民の生活に直接影響する制度の改革については、多数の関係者が納得するよう、今後の年金部会等の議論も踏まえ方針を出すべきである。

5. 厚生労働省の行う厚生年金基金制度に関する方針や情報の発表は、これまで事業運営現場に大きな風評被害をもたらしてきたことから、かねてより配慮をお願いしてきたところである。唐突な今回の方針発表がもたらす現場混乱は大きく、一日も早く収束するよう丁寧な対応を早急に行う必要がある。

以上